

令和元年度 車両系建設機械(整地等)運転技能講習のご案内

URL: <http://www.kensaihou-yamagata.jp> (各講習計画の詳細を掲載中)

山形労働局長登録教習機関(車両整地等登録第27号)

登録有効期間 平成36年3月30日

建設業労働災害防止協会山形県支部

TEL 山形県支部: 023-642-3033

技能安全センター: 0237-83-2211

労働安全衛生法第61条により、機体重量3t以上の車両系建設機械(整地・運搬)の運転は(道路上を走行させる運転を除く。)、**車両系建設機械技能講習を修了した者でなければ運転はできません。かつ、運転を指示してもいけません。**

上記の資格取得のための講習会を下記のとおり開催いたしますので、計画的に受講されますようご案内申し上げます。

1 講習開催日

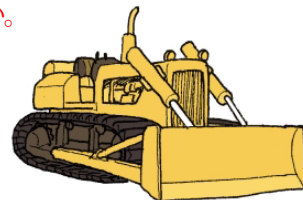
月	日 程	会 場
9月	12日(木)～13日(金)	12日:「田川建設会館」 鶴岡市茅原字西茅原16 TEL: 0235-22-2364 13日:「建設業技能安全センター」 寒河江市大字白岩字久保川原1660 TEL: 0237-83-2211

※定員は各開催日とも20名となります。定員に達し次第締め切りとなりますのでご注意ください。

2 受講資格 (14時間コース 学科:9時間 実技:5時間)

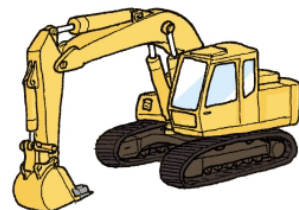
- (1) 大型特殊自動車免許を有する者
- (2) 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ小型車両系建設機械(機体重量3t未満)の特別教育を終了し3ヶ月以上の運転経験を有する者
- (3) 不整地運搬車運転技能講習を修了した者

※2の運転経験についての証明は所属事業主となります。また、虚偽の証明が後日判明したときは、発行済みの修了証は無効となりますのでご注意ください。



3 受講料 (受講料・教材費には、消費税含む。)

区 分	一 般	建災防会員 (会員は教材費 1,650 円補助)
受講料・教材費	受講料 39,000 円 教材費 1,650 円	受講料 39,000 円
	合 計 40,650 円	合 計 39,000 円



【注意】人材開発支援助成金は、講習終了後2ヵ月以内の申し込み手続きとなります。

4 修了証の発行 所定の科目を受講し、修了試験（学科・実技）で合格した者に講習終了後、即日交付となります。

5 受講申込先、手続き等

(イ) 受講手続き

- ① 受講申込書兼受講票：ホームページからダウンロード可、コピー可
- ② 受講資格を証明する書類：運転免許証・修了証等の写しを必ず添付
- ③ 写真（縦4cm×横3cm・裏面に氏名を記入）を申込書に貼付

（注1）上記①、②、③を予め申込先に郵送（提出）して下さい。

（注2）定員になり次第締切りとなります。お早めに申込書を提出して下さい。

(ロ) 受講料の納入

- ① 前納制となります。下記口座に期日までに納入して下さい。（講習5日前まで納入すること）
- ② 振込手数料はご負担願います。
- ③ 銀行振込の受領書をもって領収書に代えさせていただきます。
- ④ 事前に窓口でも申込可能です。

（※受講料持参の場合はお釣りのないように準備していただくとスムーズに受付ができますので
ご協力お願い致します。）

(ハ) 申込み・お問い合わせ先 （申込書・受講料を直接持参しても受付できます）

〒997-0019

鶴岡市茅原字西茅原16

建設業労働災害防止協会鶴岡分会

TEL：0235（22）2364 FAX：0235（22）2289

【振込先】 山形銀行 鶴岡支店 普通預金No. 786896

【口座名】 建設業労働災害防止協会山形県支部 鶴岡分会長 浅賀 隆

振込手数料はご負担願います。

6 その他

- ① 受講日当日、本人確認のため「運転免許証・健康保険証・住民票」のいずれかを持参してください。
身分証を忘れると、受講できません。
- ② 遅刻された場合には受講出来ないことがありますのでご注意下さい。
- ③ 受講料納入後、学科講習日の3日前（土、日、祝日を除く。）までに受講取り消しの連絡があれば受講料等の返金に応じますが、それ以降は如何なる理由でも受講料等の返金には応じられません。
- ④ その他の講習の日程は、建災防ホームページでご覧いただけます。
アドレス：<http://www.Kensaibou-yamagata.jp/> 検索【建災防山形県支部 または 建設業技能安全センター】